

9/19 書籍

# 論説

2016・9・9

国家とは法人である。国民との間で、社会契約が結ばれている。

そして戦争は国家と国家の間で生じる。「つまり、戦争とは他国の社会契約を攻撃する」とだ。

ルソーは戦争をそう定義した。

十八世紀に活躍した思想家で、「社会契約論」などで有名だ。フランス革命時の人権宣言に影響を与えた。

「戦争状態は社会状態から生まれるものだ」と。(ルソー全集四巻)にこう記す。

「ある主権者に戦争を挑むとは、いつこのことだよつか。それは国家の協約とその結果生じるあらゆる現象とを攻撃することだ。(中略)社会契約がただの一撃で断ち切られるようなどがあれば、たゞまち戦争はもつ起きなくなるに違いない」

社会契約を暴力で断ち切るのだから、憲法原理が変われば戦争は終わる。憲法学者の長谷部恭男早大教授は「ルソーの想定は、單なる空理论ではない」と著書「憲法とは何か」に書いている。そして、東欧諸国が共産主義の憲法を捨て、議会制民主主義を採用した事例を挙げる。確かに「冷戦」という戦争は終結した。

自民党は憲法を全面改定する草案を掲げ、安倍晋三首相が「それをベースに」と改憲を呼び掛けている。本丸は国防策の創設だといわれる。だが、日本国憲法は軍事力を持つようにできていないので、九条を変えれば書き換えるにはならない箇所がいくつも出てくる。例えば首相の職務には軍事の規定があるであろう。そもそも現行憲法とは思想が相違ない。立憲主義では憲法は「名宛て人」を国家として、権力を離れて願うとする。草案は国民に順守させる意がみられた。しかも、「公益」や「公の秩序」の方を人権より上に位置付ける。権力ではなく、国民を纏うとするのは立憲主義の放棄であつた。

憲法改正の限界説も無視している。日本国憲法のアイデンティティーを損なう改正は限界を超えて、不可能となる学説である。人権や国民主権、平和主義は三大原則と呼ばれるから本来、手を付けられないはずだ。草案は世界でも先進的な平和的生存権もはつさり削る。国民に国防義務を負わせる」と関連していく。

自民党草案が仮にそのまま成立すれば憲法破壊となる。憲法典の脅威だから法的意味で「革命」と指摘する声もある。ルソーに学べば社会契約に対する戦争と同じ事態だともいえる。